

雲石町教職員働き方改革プラン

令和5年10月策定
令和8年3月改訂

雲石町教育委員会

雫石町教職員働き方改革プラン

〈目 次〉

- 1 趣旨(はじめに)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 プランの位置づけ及び期間・・・・・・・・・・ 2
- 3 本町における教職員の長時間勤務の現状について・・ 2
- 4 プランの目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 具体的な取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 6 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

1 趣旨（はじめに）

現在の社会経済情勢が大きく変容していく中で、学校・教職員の役割は多様化・複雑化し、全国的に教育職員の長時間労働の問題が看過できない状況にあります。

国においては、平成 31 年 1 月に中央教育審議会できとりまとめられた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申を受け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和 46 年法律第 77 号)」を改正し、教育職員の時間外在校等時間（以下、「時間外勤務時間」という。）の上限等に関する指針を示すなど、働き方改革の推進を進めました。

また、岩手県教育委員会では、令和 3 年度に「岩手県教職員働き方改革プラン(2021～2023)」を、令和 6 年度に「岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）」を策定し、学校の働き方改革の推進に向けた取組を実施しています。この県教職員働き方改革プランでは、県立学校及び県教育委員会が実施する取組と目標を示しているほか、市町村立学校の働き方改革の実現に向けて、市町村教育委員会が学校とともに取り組むべき内容が盛り込まれています。

これらのことを踏まえ、雫石町教育委員会(以下、「町教委」という。)では、「岩手県教職員働き方改革プラン(2021～2023)」を参考に令和 5 年度に「雫石町教職員働き方改革プラン」（以下、「本プラン」という。）を策定し、教職員の長時間勤務の是正及び心身の健康を守り、日々の生活の質や教職員人生を豊かにするなど教職員のウェルビーイング※1を確保するとともに、児童生徒の理解に努めながらより良い教育を行うことができるよう、町立小・中学校と連携協力して教職員の働き方改革に取り組んできました。

この度、令和 7 年 6 月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「改正給特法」という。）が改正され、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務付けられたことを踏まえ、この計画に本プランを位置付けるため、今般本プランの一部改訂を行うものです。

※1 ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態であることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む。

2 プランの位置づけ及び期間

(1) プランの位置づけ

本プランは、町教委及び雫石町立小・中学校が実施する「教職員働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体的な取組等を示したものです。

(2) プランの期間

期間は、令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの4年間とします。

3 本町における教職員の長時間勤務の現状について

学校種別	年度	該当者数 (延べ人数)	45 時間以上 80 時間未満 (月)	80 時間以上 100 時間未満 (月)	100 時間以上 (月)	年間 360 時間 超 (人数)
小学校	R 4	159	156	3	0	38
中学校	R 4	175	138	34	3	22

4 プランの目標

【目標1】町内小・中学校の教職員の時間外勤務時間の縮減

- (1) 「時間外勤務時間が月 80 時間以上の者のゼロにする」ことを目指す。
- (2) 時間外勤務時間（週休日の部活動指導従事時間を含む）が月 45 時間超、年 360 時間超の者を段階的に縮減し、1 年間の時間外勤務時間を 360 時間以下とすることを目指す。

【目標2】ワーク・ライフ・バランス ※2 の向上とウェルビーイングの確保

ストレスチェックにおける高ストレス者の減少を目指す。

※2 ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事と生活の調和」を意味する。

5 具体的な取組内容

～ 町教委の取組 ～

I 教職員の負担軽減の取組

(1) チームとしての学校の推進

- ICT 支援員の各校巡回対応
- 学校支援員の配置拡大
- 事務の共同処理の推進
- 地域学校協働活動推進員を窓口とした地域ボランティアの活用推進
- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置

(2) 教職員業務改善

- 各教職員の時間外勤務時間の縮減に必要となるハード及びソフト面の整備
- 月 80 時間超の時間外勤務をした教職員が在籍している管理職を対象に、原因確認と時間外勤務時間の縮減に向けた取組状況を適宜聞き取りし、改善に向けて協働していく
- 会議及び研修会並びに行事の精選と見直し
- 報告事務の精選と軽減
- 統合型校務支援システムの運用
- 学校給食費の公会計処理
- 留守番電話機能の活用
- 保護者や地域等に働き方改革への理解や協力を求めるためのリーフレットの活用促進

(3) 部活動の適正な運営

- 部活動指導員の配置
- 「中学校部活動の在り方検討委員会」における休日の部活動の地域移行に向けた検討

≪ 雫石町の部活動休養日及び活動時間の基準 ≫

- ① 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。
- ② 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

II 教職員の健康確保等の取組

（１）勤務時間の適正管理

- タイムカード等による勤務時間の状況把握（学校単位での結果を毎月報告）
- 町独自の教職員勤務状況等調査（年1回実施）
- 産業医による長時間勤務者の面接指導体制の整備
- 学校閉庁日の設定（お盆、年末年始等）
- 労働基準法第36条における協定締結の推奨

（２）心とからだの健康対策

- ストレスチェックの実施（年2回、分析結果の公開）
- 定期健診の実施（年1回）、各がん検診の実施（毎年4月）
- 産業医による高ストレス判定者への面接指導の利用促進

（３）衛生委員会の設置・運営

- 学校教職員衛生委員会の開催（年2回）
- 各学校衛生委員会の内容把握、情報共有

～ 町立小・中学校の取組 ～

(1) 教職員の業務改善の推進

- 業務内容の見直しにより、教職員の教材研究等に充てられる時間を捻出する
- 管理職はじめ各教職員の業務内容を把握し、時間外になる原因を追究し改善に努める

(2) 学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化の推進

- 行事等の精選と見直し
- 業務において特定の教職員に比重がかからないよう業務分担し、また担当する人数を増やして1人あたりの負担を軽減する
- コミュニティ・スクールを活用し学校と地域が担う業務を明確に分担し、裁量委譲を行う

(3) 長時間勤務者の要因分析及び改善に向けての取組

- 各校の管理職が主導し、教職員ごとに時間外勤務時間の上限目標値を設定する。教職員がそれぞれ目標値に向けて時間外勤務の削減に取り組み、また四半期ごとの管理職との面談を行い進捗状況を把握しながら、時間外勤務となっている要因を分析する
- 学校主体で勤務状況調査を兼ねたアンケートを年2回実施する。その結果をもとに管理職が現場状況を把握し、学校運営の改善に活かしていく。なお、結果については学校単位で事後、町教委へ報告し情報共有に努める
- タイムカードによる客観的把握や業務管理等により、長時間勤務者とその要因について状況を分析し、改善を図る

(4) 部活動の適正化

- 国が定める部活動指導のガイドラインの周知を図るとともに運用状況を把握し、適切な休養日及び活動時間については「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」の基準順守を徹底する。また、部活動の段階的な地域移行等について、国の動向を踏まえながら、調査及び検証に取り組む

（５）教職員の健康管理

- 労働安全衛生管理体制を整備し、職員会議等と併せて安全衛生に関する情報提供を行うなど、各学校の実効的な取組につなげる

6 推進体制

毎年度、PDCA サイクル（計画：Plan、実行：Do、評価：Check、改善：Action）の考え方に基づき、町教委及び町立小中学校長会において「５ 具体的な取組内容」で掲げた各学校および教職員による取組の進捗状況の把握や目標達成状況の分析・評価を行い、必要に応じ、目標及び具体的な取組の見直しや、町教委によるハード及びソフト面の整備並びに学校における業務改善を行いながら、本プランを着実に推進し、教職員の働き方改革を実現していきます。

《 年間スケジュール 》

	4 月			5 月			6 月			7 月			8 月			9 月			10 月			11 月			12 月			1 月			2 月			3 月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
教育委員会	★実施計画シート策定																																			
	★実践（～3月末まで）																																			
						★前年度取組状況確認																														
										★衛生委員会（前年度の取組評価等）																										
各学校	★実施計画シート策定&実践																																			
	★実践（～3月末まで）																																			
						★前年度取組状況確認																														
	●校内衛生委員会（適宜）																																			